

監 査 第 28 号
平成26年(2014) 6月 6日

出 雲 市 議 会 議 長 様

出 雲 市 長 様

出雲市教育委員会委員長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査（学校監査）を執行したので、
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

出雲市立第一中学校、同第二中学校、同今市小学校、同大津小学校、
同塩冶小学校

第2 監査の範囲

- ①施設の管理状況
- ②備品の管理状況
- ③学校施設の開放状況
- ④その他

第3 監査の実施期間

平成26年(2014)5月27日

第4 監査の方法

監査対象校に出向いて事情聴取及び書類審査並びに施設設備の実地監査を行う
などの方法により実施した。

第5 監査の結果

1. 施設の管理状況について

防火及び防犯対策並びに施設・設備の安全対策面は、おおむね良好と判断した。

ただし、薬品の管理については、劇薬等は各校とも施錠された保管庫に保管されて
いたが、薬品の残量等を記載する薬品管理簿の記載が、一部不十分な学校が見受
けられたので改善されたい。

2. 備品の管理状況について

備品台帳の整備状況や、不用品の処分状況はおおむね良好であったが、備品管理
点検体制については、一部の備品に備品ラベルが貼付されていない学校や、備品の
定期点検が不徹底な学校が見受けられたので、今後毎年の定期点検や、備品ラベル
の添付を徹底されたい。

3. 学校施設の開放状況について

学校施設の開放については、使用者のマナーも極めて良好で、使用時間も守られ
ており問題はないと判断した。

一方、施設の使用に際しては、使用者からの使用申請は、適切に書面で行われて
いたのに対し、学校からの許可書の交付が行われていない事例が多数見受けられた。

施設使用料が無料ということもあり、許可書の交付が行われていないということも考えられるが、『出雲市立学校施設の開放に関する規程』第5条には「施設の使用を許可するときは、学校施設使用許可書を交付するものとする。」と規定されているので、許可書を交付するようにされたい。なお、許可書の交付については、教育委員会を中心に市内の全学校と協議され、使用者および学校にとって、より良い許可書交付方法を検討することが肝要と考える。

4. その他

郵券管理台帳は、この度の監査対象校すべてにおいて作成されており、監査当日現在の郵券残枚数と一致していた。